

報道関係者 各位

令和4年8月26日

## 【照会先】

岡山労働局 職業安定部 職業対策課

担当：課長 高原 重夫

課長補佐 長田 豊治

事業所給付監査官 三宅 圭介

電話：086-801-5108

## 雇用関係助成金の不正受給事案の公表について

今般、下記の社会保険労務士において、雇用関係助成金の不正受給に関与したことが確認されましたので公表します。

社会保険労務士	名称	社会保険労務士事務所 磯島事務所（登録抹消済み）
	所在地	岡山市北区富原3296-47
	氏名	磯島武
不正受給の概要①	助成金名	人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）
	不正受給額	439,080円（全額返還済み）
	支給決定取消日 不支給決定日	令和4年7月14日
	内容	岡山労働局管内の事業所1社にかかる人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）の支給申請において、訓練の実態がなかったにも関わらず、虚偽の書類を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。
不正受給の概要②	助成金名	特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）
	不正受給額	700,000円（全額返還済み）
	支給決定取消日 不支給決定日	令和4年7月14日
	内容	岡山労働局管内の事業所1社にかかる特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）の支給申請において、過去3年以内に勤務、採用の内定があるにも関わらず、形式的にハローワークでの紹介を受けさせて、当該助成金の不正受給に関与したものの。

不正受給の概要③	助成金名	キャリアアップ助成金（正社員化コース）
	不正受給額	570,000円（不支給）
	不支給決定日	令和4年7月14日
	内 容	岡山労働局管内の事業所1社にかかるキャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給申請において、実態と異なる月給制の契約書を作成し、また、支給要件である「賃金5%上昇」を満たすために、事実と異なる内容に賃金台帳を改ざんし、当該助成金の不正受給に関与したものの。
不正受給の概要④	助成金名	キャリアアップ助成金（正社員化コース）
	不正受給額	570,000円（不支給）
	不支給決定日	令和4年7月14日
	内 容	岡山労働局管内の事業所1社にかかるキャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給申請において、正社員待遇と認められるような雇用契約書を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。
不正受給の概要⑤	助成金名	キャリアアップ助成金（正社員化コース）
	不正受給額	570,000円
	支給決定取消日 不支給決定日	令和4年8月5日（全額返還済み）
	内 容	岡山労働局管内の事業所1社にかかるキャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給申請において、支給要件を満たすように事実と異なる賃金台帳を作成し、当該助成金の不正受給に関与したものの。